

## 栃木県地域医療構想調整会議設置要綱

### (設 置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、各構想区域の地域医療構想調整会議における議論が円滑に進むように支援するため、県単位の地域医療構想調整会議である「栃木県地域医療構想調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 各構想区域における地域医療構想調整会議の運用に関する事項
- (2) 各構想区域における地域医療構想調整会議の議論の進捗状況に関する事項
- (3) 各構想区域における地域医療構想調整会議の抱える課題解決に関する事項
- (4) 病床機能報告等から得られるデータの分析に関する事項
- (5) 構想区域を越えた広域での調整が必要な事項に関する事項
- (6) その他必要な事項

### (組 織)

第3条 調整会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各構想区域における地域医療構想調整会議の議長
- (2) 各郡市医師会の代表（(1)が属する郡市医師会を除く。）
- (3) 栃木県医師会の代表
- (4) 栃木県病院協会の代表
- (5) 医療保険者の代表
- (6) その他関係者

### (議 長)

第4条 調整会議に議長を置く。

- 2 議長は、出席者の互選により選出し、調整会議の進行にあたる。

### (会 議)

第5条 調整会議の会議は、栃木県保健福祉部医療政策課長が招集する。

### (事務局)

第6条 調整会議の事務局は、栃木県保健福祉部医療政策課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、栃木県保健福祉部医療政策課長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年10月1日から実施する。